資料 No. 1

家族と過ごす「学びの休暇日」（試行原案）（岡谷版ラーケーション） ファミラケおかや

ファミリー（家族） × ラーニング（学び） × バケーション（休暇）

R8.7 月岡谷市教育委員会

1 ラーケーションとは

学校のある日に、家庭や地域、旅行先等で、こどもと保護者等が一緒になって、体験や探求する学びの活動を自分で考え、計画し、実施する日のことです。

ラーケーションとは、学び（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた、新しい言葉であり、全国で同様の取組が始まっています。

2 取組の背景

国の調べでは、子育て家庭のうち、子どもと休日の合わない家庭が少なくなく、平日に子どもと一緒に学びや探求の活動のできる休暇日を設けることは、子どもたちにとっても家族と過ごす学校外の多様な学びの場となり、仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）の面からも大切な取組となります。

3 学びの休暇日（岡谷版ラーケーション）



（1）対象者 市内小中学校に在籍する児童生徒

（2）休暇日 年間3日まで（連続取得も可能、翌年度への繰越はありません）

（3）開始日 この制度は、令和8年2学期から試行期間として開始します。

（4）取得の流れ

① 家族と計画づくり

最初に子どもと一緒に計画を立てます。

決めることは 「いつ休む？休暇日」、「どこで？活動場所は？」、「何を学ぶ？」

【学びの視点】 ※参考にしましょう。

見 て 学 ぶ … 歴史、科学、文化、美術、史跡、環境、防災、読書 等
触れ合って学ぶ … 自然、動物、植物、伝統文化、国際交流、多文化共生 等
体験して学ぶ … 農業、林業、ものづくり、スポーツ、音楽 等
その他の学び … SDGs、DX 等

② 学校への届け出

学びの休暇日を希望する場合は、保護者が**届出書に計画した内容や必要事項を記入**し、希望日の**1週間前までに**学校に申し出ます。

学校のアプリ（すぐーる）での申出も可能です。

③ 学びの休暇日（ラーケーション）の実施

家族と一緒に自分の興味や関心を高められるよう、体験や活動を頑張ります。

④ 家族と一緒に振り返り

学んだことを家庭で話し、学校での学びに活かせるようにします。

学校への報告は、原則必要ありませんが、簡単なレポートや活動時の写真など、連絡帳やすぐーるなどを通じて、様子をお知らせいただくとありがたいです。

（5）学びの休暇日の扱い

学びの休暇日は、欠席扱いとならず、校長が認める「出席停止」の日となります。

（6）利用できない日

学校運営上の大切な期間や特別な行事等がある日は、利用できません。

① 第1学期の始業式の日から、4月末までの期間
② 学校式典行事の日（始業式、終業式、入学式、卒業式） ※予行日を含む
③ 全国学力・学習状況調査の実施日
④ 授業参観日、公開授業日、健康診断日
⑤ 運動会、音楽会、遠足、社会見学、修学旅行等の学校行事日（予備日を含む）
⑥ その他、学校長が定める日

（7）その他注意事項

① 学びの休暇日を取得した日の授業については、特別な学習補充を行うことはできないため、家庭での自習等により補うものとします。
② 学びの休暇日の給食については、7日前までに届け出た場合は、食数の調整を行います。急な保護者の休暇に合わせた取得も可能としますが、キャンセルできない食材等もあり、給食費が生じる場合は徴収をお願いします。
③ 学びの休暇日の取得日の事故等については、各学校が加入している保険の対象外となります。必要に応じて、ご家庭で保険加入等の検討をお願いします。
④ この制度は、家族と過ごす学びの休暇日を目的としているため、子どもだけの活動や体験では取得できません。
⑤ 一緒に過ごす家族は、保護者が認めた祖父母や成人した兄姉、叔父、叔母等の親戚とすることも可能です。
⑥ 市内小中学校に在籍する兄妹が一緒に取得することもできます。
同じ学校に在籍の場合は、連名により届出書は1枚の提出でかまいませんが、学校が違う場合は、それぞれの学校に届出を行ってください。
⑦ この制度は、試行期間として実施するもので、利用した家庭はアンケートへのご協力をお願いします。

その他、不明な点は、学校へお問い合わせください。

岡谷市教育委員会告示第　号

岡谷市小中学校の学びの休暇日（岡谷版ラーケーション）実施要綱を次のように定める。

令和８年　月　日

岡谷市教育委員会
教育長　宮坂　享

岡谷市小中学校の学びの休暇日（岡谷版ラーケーション）実施要綱

別紙のとおり。

岡谷市小中学校の学びの休暇日（岡谷版ラーケーション）実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内小中学校の登校日に児童生徒が学校外で保護者等（保護者並びに保護者が認めた家族及び親戚）とともに学びの体験又は探求的な活動を行うための休暇日（以下「学びの休暇日」という。）の取得に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　学びの休暇日を利用できる対象者は、市内小中学校に在籍する児童生徒とする。

（対象となる体験及び活動）

第３条　学びの休暇日の取得の対象となる体験及び活動は、保護者等とともに行うものであり、かつ、次の各号に掲げる学びの視点のいずれかに該当するものとする。

(1) 見て学ぶ（歴史、科学、文化、美術、史跡、環境、防災、読書等）

(2) 触れ合って学ぶ（自然、動物、植物、伝統文化、国際交流、多文化共生等）

(3) 体験して学ぶ（農業、林業、ものづくり、スポーツ、音楽等）

(4) その他の学び（ＳＤＧｓ、ＤＸ等）

（取得日）

第４条　学びの休暇日の取得は、１日を単位とし、１年度につき３日まで取得できるものとする。

２　次に掲げる日は、学びの休暇日の取得はできないものとする。

(1) 一学期の始業式から４月末までの日

(2) 始業式、終業式、入学式、卒業式等の学校式典日及びその予行日

(3) 全国学力・学習状況調査の実施日

(4) 授業参観日、公開授業日、健康診断実施日

(5) 運動会、音楽会、遠足、社会見学、修学旅行等の学校行事日（予備日を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、学校長が定める日

（申請）

第５条　学びの休暇日の取得を希望する児童生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、取得希望日の７日前までに次の各号のいずれかの方法で児童生徒が在籍する学校の学校長に申請するものとする。

(1) 学びの休暇日（岡谷版ラーケーション）取得申請書（様式第１号）の提出

(2) 学校通信用アプリによる申請

２　市内の同一校に在籍する兄弟、姉妹が一緒に取得する場合は、同時に申請することができる。

３　申請の変更、取下げは、申請者が申請した学校に連絡を行うこととする。

（休暇日の扱い）

第６条　学びの休暇日は、欠席とは扱わず、校長が認める出席停止、忌引き等の日数とし、出席簿等の書類の備考欄には「学びの休暇日取得」と記載する。

（給食の扱い）

第７条　学びの休暇日を取得した日の給食の扱いは、食数を調整し、保護者に給食費の負担は求めない。

（保険加入）

第８条　保護者は、学びの休暇日取得中における児童生徒の事故等については、学校が加入する保険の適用外であることを理解し、保護者の責任において保険への加入を検討することとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

学びの休暇日(岡谷版ラーケーション)取得申請書

岡谷市立　　学校長　様

令和　　年　　月　　日

学びの休暇日(岡谷版ラーケーション)を取得したいので次のとおり申請します。

学校名	学年-学級	児童生徒名
住　　所		保護者名

学びの休暇取得日 (岡谷版ラーケーション) ※1年度につき3日まで取得可能	令和　　年　　月　　日 ～　令和　　年　　月　　日 (今年度通算取得日数:　　日)
体験・活動場所	
体験・活動をともに行う 保護者等	児童生徒との続柄(　　)
学びの内容	